

田村市地域おこし協力隊設置業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和元年

福島県田村市

1. 趣旨

地域おこし活動の支援等の「地域振興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティの再構築などを図ることを目的とした「地域おこし協力隊」事業の実施にあたり、その隊員の支援業務を地域おこしの支援、地域再興に係る地域力の再生・維持・強化に関する活動などを目的とした団体（設置機関）に委託することとし、隊員の支援業務の提案及び事業実施計画書の内容の相対的な評価により、最適な設置機関の選定を行うものである。

2. 業務の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名 | 「田村市地域おこし協力隊設置業務委託事業」 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 隊員数 | 本業務で雇用する隊員数は3名とする。 |
| (4) 活動内容 | ①あぶくま洞の利用促進に向けたプロモーション：1名
②ムシムシランドの利用促進に向けたプロモーション：1名
③グリーンパーク都路の利用促進に向けたプロモーション：1名 |
| (5) 委託期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで（半年間） |
| (6) 契約金額 | 6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
（隊員1名あたり半年間2,000千円×3名） |

3. 資格要件

- (1) 地域おこしの支援、地域振興に係る地域力の再生・維持・強化に関する活動などを目的に活動している団体で、法人もしくは任意の団体。
- (2) 地域おこし協力隊の支援ができる組織体制等が整っていると認められる福島県内の団体。

4. 募集する設置機関数等

業務委託のために募集する設置機関は1団体とする。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公募開始から令和元年10月1日（火）午後5時まで
- (2) 質問方法
質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に「地域おこし協力隊」と記載すること。
- (3) 質問に対する回答
令和元年10月4日（金）
回答は質問者に電子メールで回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和元年10月7日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

田村市産業部観光交流課に持参または郵送

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 事業実施計画書（様式3）

ウ 年間活動計画書（様式4）

エ 事業費内訳書（様式5）

オ 団体の概要及び活動内容等（任意様式）

7. 企画提案書等の審査

- (1) 審査体制 「田村市地域おこし協力隊設置業務委託審査委員会」において審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。
- (2) 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価する。
- (3) 審査日 令和元年10月10日（木）
- (4) 審査基準 別紙「評価基準」のとおり

8. プレゼンテーション

- (1) 実施月日 令和元年10月10日（木）
- (2) 実施場所 田村市役所 会議室
- (3) 実施時間 1社につきプレゼンテーション10分以内、その後、質疑応答5分程度の時間を設ける。開始時刻は、令和元年10月9日（水）までに企画提案者に電子メールで通知する。
- (4) 注意事項 企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライド含む）の使用及び配布は認めない。プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

9. 随意契約に係る見積書の徴取

審査委員会が選定した最優秀提案者を、本業務の随意契約に係る見積書徴取の相手方とする。ただし、選定後に資格要件を満たさないことが判明した場合又は見積書徴取が不可能となった場合は、次順位者を見積書徴取の相手方とする。

10. 日程（予定）

項目	日 程
プロポーザル公募開始	令和元年 9月25日（水）
質問書の受付開始	令和元年 9月25日（水）
質問書の提出期限	令和元年 10月 1日（火）
質問書への回答	令和元年 10月 4日（金）
企画提案書等の提出期限	令和元年 10月 7日（月）
企画提案書審査	令和元年 10月10日（木）
選考結果通知	令和元年 10月11日（金）
契約締結	令和元年 10月17日（木）

※応募状況その他の理由により、日程が変更になる場合があります。

11. その他留意事項

- (1) 無効となる参加申込書及び提案書
ア 虚偽の内容が記載されているもの。
イ 審査の公平性を害する行為があったもの。
ウ 実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。
- (2) 提案書の取り扱い
ア 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
ウ 本業務の成果物等にかかる権利は田村市に帰属する。

12. 問合せ及び送付先

田村市 産業部 観光交流課 担当 本田、橋本
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添7 6 番地2
電話 0247-81-2136 FAX 0247-81-1210
E-mail kanko@city.tamura.lg.jp

(別紙)

評 価 基 準

評価項目	評価基準	評価点
設置機関	実施主体の実務能力は十分であるか	25
事業実施基本方針	本事業の趣旨との整合性はあるか	25
業務実施体制	地域団体、類似団体・機関との連携体制及び隊員への支援体制は十分であるか	25
年間業務実施計画	活動の計画は効果的で実現可能性が高いものになっているか	25
隊員の活動状況や成果の情報発信方法	活動成果等の情報発信は十分であるか	25
隊員の活動地域、活動内容	地域資源や地域の魅力を活用した内容か 隊員と地域住民との交流促進は可能か	50
事業費内訳書	事業費の見込みは適切か	25